## 静岡県告示第797号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、次の医療機関を救急 診療所として認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき告示する。

令和4年12月13日

静岡県知事 川勝平太

							100 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	名	称	所	在	地	開	設	者	認定有効年月日	
,	上 扫 敢 形 从 刹		点 L 点 士 ≖ □ c			医库沙丁基甲根状态		担业人	令和4年12月13日から	
	片桐整形外科		富士宮市西町26-9			医療法人社団桐林会			令和7年12月12日まで	